

発議第 2 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和5年3月16日

提 出 者

八雲町議会議員 佐藤 智子

賛 成 者

八雲町議会議員 三澤 公雄

八雲町議会議員 横田 喜世志

八雲町議会議長 千葉 隆 様

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすことを定めた「女性差別撤廃条約」を採択し、日本は1985年に批准した。さらに1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年に発効した。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものだが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准してこなかった。しかし、2003年国連女性差別撤廃委員会では、司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘し、早期批准を勧告した。

2022年1月現在で、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち114か国が批准している。女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及すること」に合意している。しかし、世界経済フォーラムが2022年7月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146か国中116位であり、内閣府男女共同参画局総務課は「先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となった」と指摘している。国際的な水準に立って、女性差別を解消するための手立てをとることは急務の課題である。

政府は第5次男女共同参画基本計画において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。

よって、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 千葉 隆

### 【提出先】

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）